

# 名寄市立風連下多寄小学校いじめ防止基本方針

名寄市立風連下多寄小学校

## <はじめに>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

このため、本校は、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関する基本的な方針（以下「風連下多寄小学校いじめ防止基本方針」という。）を定め、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、名寄市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）と適切な連携を図りながら、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童の尊厳を保持するとともに、児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる学校をつくります。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの理解

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

#### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

#### (3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件満たされる必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童にも生じ得るという緊張感を持ち、児童が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめをはやし立てず、これを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めます。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた児童に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政等の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服します。
- (4) 児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

## 3 いじめの禁止

児童は、いかなる理由があってもいじめを行ってはなりません。

## 4 関係者の責務や役割

### (1) 本校及び教職員の責務

- ① 児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、当該児童を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処することとします。
- ② 教職員の言動が児童に大きな影響力を持つとの認識の下、児童一人一人についての理解を深めるとともに児童との間の信頼関係の構築に努めることとします。
- ③ いじめの早期発見が不可欠であることから、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- ④ いじめを発見し、又は相談を受けた場合は速やかに、「学校いじめ対策組織」に対し当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って、報告・記録し、学校の組織的な対応に繋げるよう努めます。
- ⑤ 児童に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的

な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

## (2) 保護者の責務

- ①子の教育について第一義的責任を有し、その言動が保護する児童に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童がいじめを行うことのないようにするため自ら範を示すなどして、規範意識、生命を大切に、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努めることとします。
- ②日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることとします。
- ③その保護する児童がいじめを受けた場合には、児童の気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることとします。
- ④市教育委員会及び本校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めることとします。

## (3) 地域住民等の役割

- ① 地域において児童と触れ合う機会を大切に、地域全体で児童を見守るとともに、風連下多寄小学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者とが連携協力して、児童が健やかに成長できる環境づくりに努めることとします。
- ② いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に風連下多寄小学校へ通報するなど、市教育委員会及び風連下多寄小学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることとします。

## 第2章 いじめの防止等のために本校が実施する施策

### 1 風連下多寄小学校いじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

- (1) 名寄市いじめ防止基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。
- (2) 風連下多寄小学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、本校に在籍する児童の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、本校に在籍する児童の意見を反映させるよう努めます。

- (3) 学校いじめ防止基本方針について、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その方針の内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者関係機関等に説明します。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「風連下多寄小学校いじめ防止等対策組織及び調査組織」という。）を置きます。

## 3 いじめの未然防止、早期発見に関すること

- (1) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進します。
- (2) いじめを防止するため、児童の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動に対する支援を行います。また、児童及びその保護者並びに教職員等に対するいじめの防止に関する理解の促進その他の必要な措置を講じます。
- (3) 児童、保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行います。
- (4) 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行います。
- (5) いじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見、早期解消を図るため、質問票の使用及び児童への面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講じます。
- (6) 児童、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備します。また、いじめを受けた児童の教育を受ける権

利等が擁護されるよう配慮します。

- (7) 発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童、性同一性障害や性的指向等に係る児童、東日本大震災により被災した児童に対するいじめが行われることがないよう、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者と連携し、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- (8) 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映します。

#### 4 いじめへの対処に関すること

- (1) いじめの通報を受けたときその他児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を市教育委員会に報告します。
- (2) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得て継続的に対応します。
  - ①いじめを受けた児童に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援
  - ②いじめを行った児童に対する指導及び支援、その保護者に対する助言
  - ③いじめが起きた集団へのはたらきかけ
- (3) いじめが行われていた場合、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- (4) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童その他の児童が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講じます。
- (5) いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよういじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめ事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講じます。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所管警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

- (7) 校長及び教員は、本校に在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加えることができます。

### 第3章 重大事態への対処

- 1 本校は、次の重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、市教育委員会に報告します。又、児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申立てがあったときも同様とします。
  - (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- 2 本校は、市教育委員会の指導助言の下、当該重大事態に対処するとともに、速やかに風連下多寄小学校いじめ防止等対策組織及び調査組織を活用し、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- 3 本校は、上記2の調査を行うに当たっては、必要に応じて第三者の参画を得ます。
- 4 本校は、上記2の調査が終了したときは、その調査結果を市教育委員会に報告します。この場合において、いじめを受けた当該児童又はその保護者が希望するときは、当該児童又はその保護者の意見を記載した書面を添付します。
- 5 本校は、上記2の調査が終了したときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた当該児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係その他必要な情報を適切かつ迅速に提供します。
- 6 本校は、上記2の調査の結果を踏まえ、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

### 第4章 取組の点検、評価等

本校は、風連下多寄小学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを見直します。見直す際には、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進めます。また、児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童の意見を取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めます。

【平成30年4月2日 一部改訂】

# いじめ防止等対策推進計画

風連下多寄小学校いじめ防止基本方針を踏まえて本校の具体的な取組を記載する。

## いじめ防止等の対策のための具体的取組 年間計画

月	具体的取組	
4月	○「風連下多寄小学校いじめ防止等対策組織および調査組織」を置き、いじめ防止等に関わる取組を学校・保護者・地域が一体となって行っていく ・構成員は校長・教頭・教務・生徒指導部・担任・(養護教諭)とする。 ○全体懇談会の中で、今年度のいじめ防止等の対策の方針について保護者へ説明する。	○年間を通して、「Q-U 楽しい学校生活を送るためのアンケート」・「いじめに関するアンケート」を実施し、指導に役立てる。 ○児童会の取組についても、児童の実態などを考慮し、適当な時期に行う。 ↓
5月	○教育相談①を行い、児童のいじめに関する実態を把握する。 ○いじめに関するアンケートを実施し、指導に役立てる。	
6月	○生徒指導事例研(育ち会)①を行い、教育相談等で把握した児童の実態について教職員で交流し、共通理解を図る。	
7月	○いじめ防止サミットに参加する。 ○全体懇談会の中で、1学期のいじめ防止等に関する取組について保護者に報告する。	
8・9月	○児童会でいじめ防止等に関わる取組を行う。	
10月	○生徒指導事例研(育ち会)②を行う。生指協や生補協等での情報共有など、いじめに関する研修を行う。 ○個人懇談で保護者へ、学校でのいじめに関する取組を伝えるとともに、家庭での子どもたちの様子などについても共有する。 ○いじめに関するアンケートを実施し、指導に役立てる。	
11月	○教育相談②を行い、児童のいじめに関する実態を把握する。 ○青少年健全育成標語の取組によって、児童のいじめ防止等に対する意識づけをする。	
12月	○全体懇談会の中で、2学期のいじめ防止等に関する取組について保護者に報告する。	
1月	○学校関係者評価会議の中で、今年度のいじめ防止等に関する取組について、保護者や地域の方から意見をいただく。	
2月	○教育相談③を行い、児童のいじめに関する実態を把握する。	
3月	○いじめ防止等に関する取組についての反省を行う。	

## 重大事態対応フロー図

### <市教育委員会に重大事態の発生を報告>

(※市教育委員会から市長に報告)

#### 【重大事態】

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

### <市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断>

#### 本校が調査主体の場合

##### ①本校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ※「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

##### ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※これまでに本校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

##### ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。)
- ※関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

##### ④調査結果を市教育委員会に報告

- ※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

##### ⑤調査結果を踏まえた必要な措置



いじめ防止等対策組織及び調査組織

